

## 特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

和光市では、市立小・中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的な負担を軽減するために、学用品費、給食費等の就学にかかる費用の一部を補助しています。

補助経費の費目・支給額等については**裏面**をご参照ください。

この制度は、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づいた制度で、世帯の収入等に応じ、就学のための必要な経費の一部を国が補助するものです。支給費目・支給額は世帯全員の所得金額の状況により異なり、所得金額の状況によっては支給の対象とならない場合もあります。

### 対象者

- 1.市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者
- 2.市立小・中学校の通常学級に通っている、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者
- 3.学校教育法施行規則第140条の規定により、通級指導教室に通っている児童生徒の保護者
  - \*通級指導教室に通っている方は、通学費のみが対象です。
  - \*申請には、前年に収入があった19歳以上の世帯員全員(扶養の範囲内で収入があった方を含む)の住民税(市・県民税)申告が必要です。収入が無かった方は、収入が無かった旨を申告してください。
  - \*世帯全員の所得金額の状況等により支給の対象とならない場合もあります。

### 新小学1年生・新中学1年生には、「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」の補助が加算されます

学用品	教育課程上(学校の授業)で必要とする学用品 例:ノート、筆記用具、練習帳、体操着等、運動靴、水着、書道道具、実験・実習用の教材など	【対象とならない学用品】 例:自宅用に購入したもの。眼鏡、ハンカチ、靴下、下着、コート、水筒等の日常生活でも使用できるもの。学童クラブ用のもの。同居家族以外が購入したプレゼントなど。
通学用品	通学のため必要とする通学用品 例:ランドセル、通学靴、制服・通学帽子・通学用バッグ(学校指定)、雨傘、雨靴、レインコートなど	

### 領収書・レシート等の保管をお願いします

\*入学前の1月以降に購入したものが対象です。

(入学準備と認められる場合は1月より前に購入したのも対象になります)

- 領収書は、発行日、氏名、金額、品名の記載のあるもののみ申請に使用できます。
- 具体的に1品ずつの品名、数量、金額が確認できるよう、明細書を添付するか追記してください。
- 領収書が発行されない場合は、以下の書類を添付してください。
  - (1)レシートに、氏名、日付、品名、金額内訳の記載がない場合は追記してください。
  - (2)クレジットカードで購入した場合は、クレジットカードの利用明細書と、氏名、日付、内容が確認できるもの(注文書、納品書等)をあわせて添付してください。

(3) 宅配代引きで購入した場合は、代金引換伝票の原本と、氏名、日付、内容が確認できるもの（注文書、請求書、納品書等）をあわせて添付してください。

(4) 通学費でICカードを利用した場合は、ICカードのコピーと、利用履歴等の明細書をあわせて添付してください。

\* 国の補助金制度のため、不正な申請・使用を防止するため事務の適正化が求められています。申請、または証拠書類となる領収書等の取扱いについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

\* 領収書・レシートの原本がない場合は、補助の支給対象になりません。

## 補助経費・支給額一覧(令和5年度)

最も補助経費が多い世帯を想定したものです。年度によって変更される場合があります。

就学援助費を受給している場合、同様の補助がある経費については対象になりません。

費目	支給額
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 ※1 (対象:新小学1年生、新中学1年生)	小学校:実費の2分の1(上限 25,555 円) 中学校:実費の2分の1(上限 30,490 円)
学用品・通学用品購入費 ※1 (対象:全学年)	小学校:実費の2分の1(上限 5,820 円) 中学校:実費の2分の1(上限 11,370 円)
校外活動費(遠足・社会科見学等) (対象:全学年)	実費の2分の1
修学旅行費 (対象:小学6年生、中学3年生)	それぞれ上限あり 小学校:上限 10,790 円 中学校:上限 28,860 円
林間学校費 (対象:小学5年生、中学2年生)	
学校給食費 (対象:全学年)	実費の2分の1
オンライン学習通信費 (対象:全学年)	学校からの指示により、家庭でのオンライン学習等を実施した際にかかる通信費の額(上限 7,000 円)
通学費(公共交通機関利用者のみ) ※2 ※3 (対象:全学年)	本人が通学に利用する交通費の額(実費) 世帯所得等により実費の2分の1の場合あり
交流学习交通費 (対象:全学年)	交通費の額(実費)
職場実習交通費 (対象:中学生)	交通費の額(実費)

※1 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、学用品・通学用品購入費の支給は、国の補助金規定に従い、必ず領収書等の提出が必要です。領収書等で実費額を確認後、支給の手続きを行います。

※2 通学費・交通費の支給は、公共交通機関を使用する場合で、最も経済的な通常の経路及び方法による経費を対象としています。実費確認のため、利用履歴等の提出が必要です。

※3 通級指導教室に通っている場合は、通級指導教室への通学に係る特別に要する交通費のみが対象になります。実費確認のため、利用履歴等の提出が必要です。

【問合せ】 和光市教育委員会 学校教育課 学務担当

電話 048-424-9148(直通)